令和6年3月8日(金) 資 料 提 供			
担业	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115) 直通1EL073-441-2136	
当  課 	教育委員会	総務課 味村(内3668、直通12073-441-3640)	

### 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年2月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

## (知事部局)

- 1 知事部局の通報の件数
  - (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	2
職員等	1
計	5

#### (2)通報方法別

- IN/3/-//	
通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便·FAX	1
面談	0
電話	0
計	5

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)・・・・・監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

2

45

2	和争即向で文理した連報内谷と処理状況	四争即向/***** 監禁宜禁証・監禁宜禁誌で文理・調査・処理
	通報内容	処 理 状 況
1	県政ポストの運用が不適切であるので改めるべき。	調査の結果、不適切な事実は確認できなかった。
2	上司から指示された業務について不服がある。	調査の結果、不適切な事実は確認できなかった。
3	ある振興局の職員から、提出した書類について、何度も書 類提出を求められる。高圧的である。	振興局に調査を指示したところ、不適切な事実は確認できなかった。
4	ある不動産事業者が運営するウェブサイトは、本来必要な 資格情報等が掲載されていない等、違法な表示となって いる。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
5	教育委員会元職員が、教育委員会課室内に出入りし、管理が不十分な状態で置かれている書類やパソコン画面を見ている。また、職員の配置等について圧力ととれるような働きかけをしている。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
通報内容を分類すると次のようになります。		

<b>迪報内谷をが類すると次のようになります。</b>		
(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2 23	
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	3 145	
なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。		
(1)調査の結果、是正の必要がないもの	3	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	3 123	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0	
(3)調査を継続中としたもの	0	

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

(4)不受理としたもの

前々月(1月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

# (教育委員会)

- 1 教育委員会の通報の件数
  - (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	1
職員等	1
計	3

#### (2)通報方法別

~= 18737-733	
通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便•FAX	1
面談	0
電話	0
計	3

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		通報内容	処 理 状 況	
(	1	ある中学校の管理職は、自身の給食費の取扱い及び勤 務時間中の服務管理が不適切である。	当該校の設置者である市町村教育委員会に回付し、調査対応させた結果、通報の事実は確認できなかったとの報告を 受けた。	
		教育委員会元職員が、教育委員会課室内に出入りし、管理が不十分な状態で置かれている書類やパソコン画面を見ている。また、職員の配置等について圧力ととれるような働きかけをしている。	調査の結果、通報の事実は確認できなかったが、各課室長に対し来客等への対応にあたっては、情報管理を徹底するよう注意喚起を行った。	
(	3	ある県立学校での職員会議において、担当授業時間数の 多少に関し、個人を誹謗するような発言を受けた。	調査中	
-				
(		職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	3 ①②③	
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの			0	
	なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。			
	۱)	調査の結果、是正の必要がないもの (うち通報内容が事実とは認められないもの)	2 (1/2)	
	<u>(うち通報内容が事実とは認められないもの) 2 ①② 2 ①② 2 ①② 3 であるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</u>			
	(うち通報の事実はめるが、建本人は不正でいるというのが、 0 0			
	(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) 0			
(	(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの 0			
_		調査を継続中としたもの	1 ③	
(	4)	不受理としたもの	0	

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(1月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。